R4年 6月 吉日

県士会会員 各位

一般社団法人　茨城県言語聴覚士会

地域リハ部　鈴木智浩

**地域勉強会の設立申請とサポート体制について**

本県士会は、茨城県内の言語聴覚療法・摂食機能療法の更なる躍進を目指すうえで、各地域のST勉強会をサポートしていきたいと考えております。その一環として、H27年度より活動支援金を支給しております。このサポート体制によって地域勉強会がさらに活発となり、会員同士の交流（＝横の繋がり、顔の見える関係作り）を深めつつ、STの専門性を追求して頂くことが目的です。

昨年度より申請等が行いやすくなっておりますので、下記詳細及び別紙「地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定」を御確認して頂き、是非御活用して貰えます様お願い申し上げます。

１．運営・支援金受給の資格

勉強会代表者及び構成メンバーの全員が本県士会会員※1であり、且つ年会費を納入済みであること。

２．申請手続

**【新規で設立を申請する場合】**

新しく勉強会の設立を希望される方は、所定の書類（様式1）を県士会HPよりダウンロードし、必要事項を記入したうえで、社会局職能部へメールにて提出して下さい。理事会にて申請内容を確認し、後日に承認か否かの返答をさせて致します。

**【すでに運営されている県内９つの勉強会の場合】**

　　H28年度より、勉強会の継続申請や開催前の活動申請書を提出する必要はありません。規定に該当する講演会等を開催した場合、年度末の3月上旬に活動報告書・領収書を提出して頂きます。※2

３．担当理事について

　　運営の補助、県士会との繋がり強化を目的として、勉強会ごとに担当理事を1名付けさせて頂きます。

　　（＊別紙「地域勉強会代表者・担当理事一覧」を参照ください）

４．支援金の上限

地域勉強会ごとに年度2万円※2を支給します。

５．支援期間

支援期間は年度締めとし、4月1日～翌年3月31日までの1年間とします。

６．代表者変更の場合

　　地域勉強会代表者が変更となる場合、地域リハ部へご一報頂けます様お願いします。

※1・・・県士会非会員の方が参加者内にいらっしゃる場合、県士会への入会を勧めてください

※2・・・詳細は、別紙【地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定】を参照してください

＜お問い合わせ先＞

地域リハ部　鈴木智浩　　jimukyoku.stibaraki@gmail.com